

公共工事品質確保法改正 座長たたき台

◆災害時の緊急対応

- ・ 緊急度に応じた随契・指名競争入札の活用の推進
- ・ 発注者間の連携推進や建設業団体等との災害協定等の締結による、災害時の円滑な発注体制の構築

◆働き方改革・生産性向上

- ・ 長時間労働是正に配慮した適正な工期設定の推進（下請契約含む）
- ・ 債務負担行為や繰越明許費の活用による、施工時期の平準化の推進
- ・ 中長期的な発注見通しの統合・公表
- ・ 労務費・法定福利費が行き渡るような適正な請負代金の締結の推進
- ・ 監督及び検査における画像・電子的情報の活用
- ・ ICTの活用等による施工段階の生産性向上

◆調査・設計の品質確保

- ・ 調査・設計の品質確保に向けた発注者責務の明確化
（適正な利潤を確保するための予定価格の適正な設定、ダンピング受注の防止、適切な設計変更、適正な工期設定、施工時期の平準化、災害時の随契の活用の推進や円滑な発注体制の構築 等）

◆その他

- ・ 発注関係事務に必要な技術・知識を有する職員の確保及び体制の脆弱な発注者（市町村等）に関する発注事務の支援（CMの活用等）
- ・ 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用